

病後児保育における緊急時の対応及び課税状況の確認 についての同意書

1. 保育中に病状に変化があったときは、『緊急時の対応マニュアル』による対応を行うこと。
 - ・保育中に病状が急変する等、緊急を要する事態が発生したときは、救急病院等へ移送すること。
 - ・保育中に病状の再発等の理由により、保育の継続ができない状況と判断されたときは、利用の途中であっても自宅療養をさせるため迎えに来ること。
2. 保育中の病状の急変等に対し実施される医療行為を了承すること。
3. 利用者負担金決定のため、必要があるときは、申請者の属する世帯等の課税状況の確認を了承すること。

病後児保育をご利用いただくうえで、上記の内容について、理解し承諾されましたらご署名をよろしくお願いいたします。

理解しましたので同意します。

同意できません。

令和 年 月 日

各施設長 あて

住 所：

保護者氏名：

児 童 名：
